

京都市告示第 324 号

平成27年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます。

平成27年 8月25日

京都市長 門川 大作

氏名又は名称	住所	変更内容	変更前	変更後	変更期間
島田酒店	京都市伏見区竹田中内畑町71	住所の変更	京都市伏見区竹田西桶ノ井町141	京都市伏見区竹田中内畑町71	平成27年8月1日から平成28年3月31日まで

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進)